

改正後		改正前	
<p>第1 高額療養費制度等と生活保護法との関係等について</p> <p>1 高額療養費制度と生活保護法との関係等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 被保護者以外の70歳未満の公的医療保険加入者の取扱い 被保護者以外の被用者保険の被保険者及びその被扶養者並びに国民健康保険の被保険者であって70歳未満のものに対する高額療養費等の取扱いは、おおむね次のとおりであること。</p> <p>ア 高額療養費の支給要件及び支給額 高額療養費は、被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれの医療機関等で受けた療養に係る一部負担金等の額が自己負担限度額を超える場合に支給され、その額は当該一部自己負担金の額から当該自己負担限度額を控除した額であること。</p>		<p>第1 高額療養費制度等と生活保護法との関係等について</p> <p>1 高額療養費制度と生活保護法との関係等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 被保護者以外の70歳未満の公的医療保険加入者の取扱い 被保護者以外の被用者保険の被保険者及びその被扶養者並びに国民健康保険の被保険者であって70歳未満のものに対する高額療養費等の取扱いは、おおむね次のとおりであること。</p> <p>ア 高額療養費の支給要件及び支給額 高額療養費は、被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれの医療機関等で受けた療養に係る一部負担金等の額が自己負担限度額を超える場合に支給され、その額は当該一部自己負担金の額から当該自己負担限度額を控除した額であること。</p>	
年収約1,160万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1/100 <140,100円>	年収約1,160万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1/100 <140,100円>
年収約770～約1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1/100 <93,000円>	年収約770～約1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1/100 <93,000円>
年収約370～約770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1/100 <44,400円>	年収約370～約770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1/100 <44,400円>
年収約370万円まで	57,600円 <44,400円>	年収約370万円まで	57,600円 <44,400円>
低所得者(※1)	35,400円 <24,600円>	低所得者(※1)	35,400円 <24,600円>

※1 市町村民税非課税者、又は要保護者である被保険者等であって自己負担限度額を 35,400 円（多数該当の場合 24,600 円）とする高額療養費の支給の特例を受けるとともに、かつ食事療養標準負担額が1食あたり **240 円**（過去の1年の入院期間が90日を超える場合は **190 円**）に、又は生活療養標準負担額が食費分1食あたり **240 円**、居住費分1日当たり 370 円（難病患者等の場合 0 円）に減額されれば、保護を要しないもの

※2 （略）

イ・ウ （略）

エ 食事療養標準負担額

一般		1食あたり <b>510 円</b>
低所得者 (住民税非課税世帯)	過去1年の入院期間が90日以下の者	1食あたり <b>240 円</b>
	過去1年の入院期間が90日を超える者	1食あたり <b>190 円</b>

※1 市町村民税非課税者、又は要保護者である被保険者等であって自己負担限度額を 35,400 円（多数該当の場合 24,600 円）とする高額療養費の支給の特例を受けるとともに、かつ食事療養標準負担額が1食あたり **230 円**（過去の1年の入院期間が90日を超える場合は **180 円**）に、又は生活療養標準負担額が食費分1食あたり **230 円**、居住費分1日当たり 370 円（難病患者等の場合 0 円）に減額されれば、保護を要しないもの

※2 （略）

イ・ウ （略）

エ 食事療養標準負担額

一般		1食あたり <b>490 円</b>
低所得者 (住民税非課税世帯)	過去1年の入院期間が90日以下の者	1食あたり <b>230 円</b>
	過去1年の入院期間が90日を超える者	1食あたり <b>180 円</b>

オ 生活療養標準負担額

区分	食費(1食当たり)	居住費(1日当たり)		
		医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ・Ⅲ	難病患者
一般	510円(470円※1)	370円	370円	0円
低所得者 (住民税非課税世帯)	240円	370円	370円	0円
境界層該当者 (※2) (健康保険法施行規則第62条の3第6号)	110円	0円	0円	0円

※1・2 (略)

(4) 被保護者以外の70歳以上の公的医療保険加入者等の取扱い

被保護者以外の被用者保険の被保険者及びその被扶養者並びに国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者であって70歳以上のものに対する高額療養費等の取扱いは、おおむね次のとおりであること。

ア 高額療養費の支給要件及び支給額

高額療養費は、被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれの医療機関等で受けた療養に係る自己負担金等の額が自己負担限度額を超える場合に支給され、その額は当該自己負担額から当該自己負担限度額を控除した額であること。

オ 生活療養標準負担額

区分	食費(1食当たり)	居住費(1日当たり)		
		医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ・Ⅲ	難病患者
一般	490円(450円※1)	370円	370円	0円
低所得者 (住民税非課税世帯)	230円	370円	370円	0円
境界層該当者 (※2) (健康保険法施行規則第62条の3第6号)	110円	0円	0円	0円

※1・2 (略)

(4) 被保護者以外の70歳以上の公的医療保険加入者等の取扱い

被保護者以外の被用者保険の被保険者及びその被扶養者並びに国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者であって70歳以上のものに対する高額療養費等の取扱いは、おおむね次のとおりであること。

ア 高額療養費の支給要件及び支給額

高額療養費は、被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれの医療機関等で受けた療養に係る自己負担金等の額が自己負担限度額を超える場合に支給され、その額は当該自己負担額から当該自己負担限度額を控除した額であること。

区分	外来	入院
現役並み所得者 (年収約 1,160 万円以上)	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 / 100 < 140,100 円 >	
現役並み所得者 (年収約 770 ~ 約 1,160 万円)	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1 / 100 < 93,000 円 >	
現役並み所得者 (年収約 370 ~ 約 770 万円)	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 / 100 < 44,400 円 >	
一般 (年収約 156 ~ 約 370 万円)	18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 < 44,400 円 >
低所得者Ⅱ ※1	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ ※2	8,000 円	15,000 円

※1 市町村民税非課税者の世帯、又は、要保護者であって高額療養費の自己負担限度額を入院療養にあつては 24,600 円、外来療養にあつては 8,000 円とする特例を受け、かつ、食事療養標準負担額が 1 食あたり **240 円** (過去の 1 年の入院期間が 90 日を超える場合は **190 円**) に、又は生活療養標準負担額が食費分 1 食あたり **240 円**、居住費分 1 日当たり 370 円 (難病患者等の場合 0 円) に減額されれば保護を要しないもの

※2・3 (略)

イ・ウ (略)

区分	外来	入院
現役並み所得者 (年収約 1,160 万円以上)	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 / 100 < 140,100 円 >	
現役並み所得者 (年収約 770 ~ 約 1,160 万円)	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1 / 100 < 93,000 円 >	
現役並み所得者 (年収約 370 ~ 約 770 万円)	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 / 100 < 44,400 円 >	
一般 (年収約 156 ~ 約 370 万円)	18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 < 44,400 円 >
低所得者Ⅱ ※1	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ ※2	8,000 円	15,000 円

※1 市町村民税非課税者の世帯、又は、要保護者であつて高額療養費の自己負担限度額を入院療養にあつては 24,600 円、外来療養にあつては 8,000 円とする特例を受け、かつ、食事療養標準負担額が 1 食あたり **230 円** (過去の 1 年の入院期間が 90 日を超える場合は **180 円**) に、又は生活療養標準負担額が食費分 1 食あたり **230 円**、居住費分 1 日当たり 370 円 (難病患者等の場合 0 円) に減額されれば保護を要しないもの

※2・3 (略)

イ・ウ (略)

エ 食事療養標準負担額

現役並み所得者及び一般		1食 <u>510 円</u>
低所得者Ⅱ	過去1年の入院期間が90日以下のもの	<u>240 円</u>
	過去1年の入院期間が90日を超えるもの	<u>190 円</u>
低所得者Ⅰ		110 円

オ 生活療養標準負担額

区分	食費(1食当たり)	居住費(1日当たり)		
		医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ・Ⅲ	難病患者
現役並み所得者 及び一般	<u>510 円(470 円※1)</u>	370 円	370 円	0 円
低所得者Ⅱ	<u>240 円</u>	370 円	370 円	0 円
低所得者Ⅰ	140 円(110 円※2)	370 円	370 円	0 円
境界層該当者 (※3) (健康保険法施行規則 第62条の3第6号又 は高齢者医療確保法施 行規則第40条第6号)	110 円	0 円	0 円	0 円

※1～3 (略)

エ 食事療養標準負担額

現役並み所得者及び一般		1食 <u>490 円</u>
低所得者Ⅱ	過去1年の入院期間が90日以下のもの	<u>230 円</u>
	過去1年の入院期間が90日を超えるもの	<u>180 円</u>
低所得者Ⅰ		110 円

オ 生活療養標準負担額

区分	食費(1食当たり)	居住費(1日当たり)		
		医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ・Ⅲ	難病患者
現役並み所得者 及び一般	<u>490 円(450 円※1)</u>	370 円	370 円	0 円
低所得者Ⅱ	<u>230 円</u>	370 円	370 円	0 円
低所得者Ⅰ	140 円(110 円※2)	370 円	370 円	0 円
境界層該当者 (※3) (健康保険法施行規則 第62条の3第6号又 は高齢者医療確保法施 行規則第40条第6号)	110 円	0 円	0 円	0 円

※1～3 (略)

第2 (略)

第3 低所得者の特例措置の取扱い  
(略)

1 福祉事務所における手続  
(略)

(1) 70歳未満の被用者保険の加入者（被保険者と同じ世帯に属さない被扶養者を含む。(2)において同じ。)又は70歳未満の国民健康保険の被保険者であって、高額療養費の自己負担限度額及び食事療養標準負担額若しくは生活療養標準負担額の減額を受ける場合

ア 自己負担限度額が35,400円に減額され、かつ、食事療養標準負担額が1食あたり240円（過去1年の入院期間が90日を超える場合にあっては、1食あたり190円）又は生活療養標準負担額が食費分1食あたり240円及び居住費分1日当たり370円（難病患者等の場合0円）に減額されれば保護を要しない者の場合

- ・ 被用者保険の加入者に対しては「限度額適用・標準負担減額認定該当（C）」
- ・ 国民健康保険の被保険者に対しては「国保特例高額療養費・標準負担額減額該当」

イ (略)

第2 (略)

第3 低所得者の特例措置の取扱い  
(略)

1 福祉事務所における手続  
(略)

(1) 70歳未満の被用者保険の加入者（被保険者と同じ世帯に属さない被扶養者を含む。(2)において同じ。)又は70歳未満の国民健康保険の被保険者であって、高額療養費の自己負担限度額及び食事療養標準負担額若しくは生活療養標準負担額の減額を受ける場合

ア 自己負担限度額が35,400円に減額され、かつ、食事療養標準負担額が1食あたり230円（過去1年の入院期間が90日を超える場合にあっては、1食あたり180円）又は生活療養標準負担額が食費分1食あたり230円及び居住費分1日当たり370円（難病患者等の場合0円）に減額されれば保護を要しない者の場合

- ・ 被用者保険の加入者に対しては「限度額適用・標準負担減額認定該当（C）」
- ・ 国民健康保険の被保険者に対しては「国保特例高額療養費・標準負担額減額該当」

イ (略)

(2) 70 歳以上の被用者保険の加入者又は 70 歳以上の国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療制度の被保険者であって、高額療養費の自己負担限度額及び食事療養標準負担額若しくは生活療養標準負担額の減額を受ける場合

ア 自己負担限度額が 24,600 円に減額され、かつ、食事療養標準負担額が 1 食あたり **240 円**（過去 1 年の入院期間が 90 日を超える場合にあつては、1 食あたり **190 円**）又は生活療養標準負担額が食費分 1 食あたり **240 円** 及び居住費分 1 日当たり 370 円（難病患者等の場合 0 円）に減額されれば保護を要しない者の場合「限度額適用・標準負担減額認定該当（Ⅱ）」

イ～エ （略）

2 （略）

(2) 70 歳以上の被用者保険の加入者又は 70 歳以上の国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療制度の被保険者であって、高額療養費の自己負担限度額及び食事療養標準負担額若しくは生活療養標準負担額の減額を受ける場合

ア 自己負担限度額が 24,600 円に減額され、かつ、食事療養標準負担額が 1 食あたり **230 円**（過去 1 年の入院期間が 90 日を超える場合にあつては、1 食あたり **180 円**）又は生活療養標準負担額が食費分 1 食あたり **230 円** 及び居住費分 1 日当たり 370 円（難病患者等の場合 0 円）に減額されれば保護を要しない者の場合「限度額適用・標準負担減額認定該当（Ⅱ）」

イ～エ （略）

2 （略）